

# 裁判員裁判 レポート

## 司法研修所刑事弁護教官室の現在 ～裁判員裁判に対応できる弁護人の 育成に向けて～

司法研修所刑事弁護教官（当会会員）

ダニエル（藤田 充宏）（53期） ●Mitsuhiro Fujita



イラスト 高橋 尚子（当会会員）

### 1 変革期にある刑事弁護教官室

今、司法研修所における刑事弁護教育は劇的な変革期にあります。

僕は2014年4月から刑事弁護教官をしておりますが、現在までの約2年半の間に、刑事弁護のカリキュラムは大きく変わりました。

もっとも、カリキュラムの内容が変わったといっても、従来の刑事弁護教官室と目指す目標が変わったというわけではありません。にもかかわらず、カリキュラムが大きく変わった理由は、1つには、刑事弁護教官室が目指す方向がより具体化したことが挙げられるのではないかと思います。

ここでは、司法研修所における現在の刑事弁護のカリキュラムについて、現役教官の立場から紹介させていただきます。なお、ここで述べる意見は、全て僕の個人的見解であり、刑事弁護教官室の公式見解というわけではありません。そのことをあらかじめご了承くださいませようお願いします。

### 2 ケースセオリーを意識した弁護活動

刑事弁護教官室が目指すものは、実務に即応できる刑事弁護技術を司法修習生に習得させることですが、さらに具体的にいうと、公判審理前にケースセオリーを確立し、明確な弁護戦略を持った弁護活動をなし得る知識と

技術を習得させることです。

ケースセオリーとは、当該事件において弁護人の求める結論が正しいことを説得する論拠のことをいいますが、刑事弁護活動を行ううえでは、早い段階からケースセオリーを意識した活動を開始することが非常に大切です。

このように早い段階からケースセオリーを考えることが可能になったのは、証拠開示制度の導入、拡充によるところが大きいと言えます。公判前整理手続における類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求、あるいは、任意開示等により、弁護人が検察官の手持ち証拠にアクセスできる機会が飛躍的に増えました。その結果、早期にケースセオリーを構築することが可能になったわけです。

また、今や刑事裁判を語るうえで裁判員裁判を避けて通ることはできません。そういう意味では、裁判員裁判に対応できる弁護人を育てることも、刑事弁護教官室の目指す方向であるということもできると思います。

### 3 想定弁論

今、刑事弁護教官室が最も力を入れているもの、それは想定弁論です。

なぜ、想定弁論に力を入れているのでしょうか。

それは、想定弁論こそが実務の要請であるからです。

想定弁論とは、後に行われる公判審理の経過、とりわけ証拠調べの結果を想定し、あらかじめ作成する弁論をいいます。

この想定弁論という言葉は、多くの方にとって聞き慣れないものかも知れません。しかしながら、我々実務家は普段の刑事実務の中で、当然のこととして想定弁論を作成しています。

証人尋問、被告人質問を終えたあとに、尋問調書を読みながら最終弁論を書き始める、そのようなことは実務ではありません。最終弁論は、もっと早い段階で作成されていなければなりません。

最終弁論の内容が決まることで、検察官請求証拠に対する証拠意見が決まりますし、弁護人からどういう証拠を提出する必要があるかが決まります。また、証人からどういう事実を獲得する必要があるかが決まりますし、被告人質問でどういうことを語らせるべきかが決まります。

つまり、有効な弁護活動を行うためには、公判のかなり早い段階、さらにいえば、公判前整理手続の段階で、既にケースセオリーが確立し、最終弁論の内容が決まっていなければならないわけです。

特に、裁判員裁判は連日開廷が基本ですので、証人尋問や被告人質問を行った後に最終弁論を用意するような時間的余裕はありません。公判前整理手続中に既に最終弁論を用意し、そのうえで公判に臨むことが不可欠です。

#### 4 「振り返り」型記録から「見通し」型記録へ

想定弁論の起案には、それ相応の形式の記録を用意する必要があります。想定弁論を書くための記録のことを、刑事弁護教官室では、「見通し」型記録と呼んでいます。これに対し、司法研修所での従来の記録を「振り返り」型記録と呼んでいます。

もう忘れてしまっている方もいるかも知れませんが、振り返り型記録は、起訴状、公判調書、証拠等関係カード、取調べ済みの書証、

証人尋問調書、被告人質問調書が順に綴られていました。つまり、証拠調べを全て終えて、既に判決宣告にまで至った記録を使用し、そこから振り返って弁論を書いていたため、振り返り型記録と呼んでいるわけなのです。

刑事弁護教官室としては、最終弁論の起案に振り返り型記録を使用することは相応しくないと考えています。その理由として、次の3つの問題点を挙げるができると思います。

まず、第1の問題は、振り返り型記録は裁判官の視点で綴られた記録であるという点です。

振り返り型記録では、検察官請求証拠のうち取調べ済みの書証だけが、それも取り調べられた順序で綴られています。裁判官の手元にある記録は全てそうになっていますが、弁護人の手元にある記録はそのようにはなっていないはずですが。振り返り型記録は、裁判官が判決起案をするのにこそ相応しい体裁となっているわけですが、弁護人が最終弁論を起案する記録としては決して相応しいものではないと思われるのです。

第2の問題は、従来の振り返り型記録では我々の依頼者である被告人の言い分が明らかではなかったという点です。

実務では、弁護人は被告人から事情聴取することで被告人の言い分を明確に知ることができます。しかしながら、従来の振り返り型記録では、被告人の言い分は明らかではなく、被告人質問調書を読み進みながら、手探りで徐々に把握していく必要がありました。そのようなことはあまりにも不自然というほかなく、実務ではおよそあり得ないことです。

被告人から弁護人に対する依頼事項は明確であるべきです。

第3の問題は、振り返り型記録中の証人尋問調書、被告人質問調書の内容が適切ではなかったという点です。

振り返り型記録では、他人が行った証人尋問、被告人質問の結果に基づいて最終弁論を起案することを強いられますが、そのようなことは実務ではありません。

弁護人はケースセオリーを持って事件に臨んでおり、証人尋問、被告人質問を行う前に

既に最終弁論がイメージできているはずで  
す。そして、弁護人は、自身が想定する最終弁  
論をするために、証人尋問、被告人質問を行  
い、必要な事実を獲得していく、実務はそ  
ういうプロセスのほうです。

振り返り型記録の問題点はこれだけでは  
ありませんが、主にこの3つの理由により、  
振り返り型記録を用いて最終弁論を起案す  
ることは適切でないと考えています。

最終弁論を起案するためには、弁護人自  
身がケースセオリーを打ち立て、今後の公  
判審理を見通して考える必要があります。そ  
して、どのような最終弁論をしたいのか、  
それによって証人尋問、被告人質問の内  
容が決まってくるはずで

す。このような観点から、最終弁論を起  
案するには見通し型記録を使用することが  
実務的で相応しいと考えているわけ

## 5 ブレインストーミングの活用

刑事弁護のカリキュラムでは、ブレイン  
ストーミングを積極的に取り入れています。

ブレインストーミングは、法廷弁護技術  
研修では以前から活用されている方法で  
すが、刑事弁護教官室でも遅ればせな  
がらこれを取り入れるようになった次第  
です。

ブレインストーミングでやるべきことは、  
具体的な事件（記録）について、被告人  
にとって不利な事実（＝検察官にと  
って有利な事実）と被告人にとって有  
利な事実をできる限りたくさん拾い出  
すことです。そして、事実によっては、  
その事実がどういう理由で被告人にと  
って不利なのか、どういう理由で被告  
人にとって有利なのか、をあらためて  
きちんと考え、説明できるように検討  
する必要があります。

ケースセオリーが説得力を持つためには、  
被告人にとって不利な事実、有利な事  
実をもれなく合理的に説明できなければ  
ならないので、その前提として、でき  
る限り多くの事実を拾い出すことが重  
要な最初のステップとなるわけ

です。カリキュラムの中でのブレイン  
ストーミングの具体的な進め方につ  
いて簡単に説明すると、概ね以下のよ  
うになります。

まずは、被告人にとって不利な事実を  
思いつくまま修習生に次々に挙げてい  
てもらい、一通り出揃ったところで、出  
された事実を整理します。そして、修  
習生に各自もう一度考えてもらい、挙  
げられた事実の中で決定的に不利だと  
思われる事実を各自3つ選んで挙手し  
てもらい、ワーストスリーを決定しま  
す。次に、今度は、被告人にとって有  
利な事実について同様のことを行い、  
ベストスリーを決定

します。基本的な流れはここまでです  
が、このほか、被告人に不利な事実  
ワーストスリーを使ってその場で検  
察側のケースセオリーを考えたり、  
被告人に有利な事実ベストスリーを  
使ってその場で弁護側のケースセオ  
リーを考えたり、ということをお  
プションで行うこともあります。

ここでの狙いは、1つにはクラス  
みんなで事案を検討し、不利な事  
実、有利な事実を挙げていくこと  
によって、修習生が1人で記録を  
検討した時には気づけなかったこと  
であってもあらためて気付いて  
もらうということにあります。

さらには、ワーストスリー、ベ  
ストスリーを選ぶことによって、自  
分が重要であると考えた事実が本  
当に重要な事実なのか、その感  
覚が一般的なのか、特殊なのか、  
それを確認することも狙いの1つ  
です。

このように、拾い出した多くの事  
実について、結論を導くうえで重  
要なのか、重要でないのかを考  
え、軽重を見極めることは非常  
に大切です。そして、重要でない  
事実については思い切って切り捨  
て、真に重要であると思われ  
る事実集中して、主張、立証に力  
を注ぐべきであると教えるように  
しています。

司法研修所における従来の刑事  
弁護起案では、重要な事実かどう  
か分からなくても、気付いたこと  
はとにかく何でも全て書くべき、  
という風潮があったと思われ  
ます。俗にいう「チャリンチャ  
リン答案」というやつです。



しかしながら、実務では、重要な事実も重要でない事実も、気付いたことは全て主張するなどということは決してすべきではありません。そうであれば、研修所起案であっても、実務と同様に、何を書くべきかをしっかり吟味すべきです。

研修所起案についてのこのような誤った風潮についても、改革しなければならないと思っています。

そして、重要でない事実については大胆に切り捨て、重要な事実に絞って主張するということは、裁判員裁判においてはなおいっそう重要です。ブレインストーミングの活用により、多くの事実を拾い上げ、そして、そのうち重要な事実に絞って主張する、という指導法は、裁判員裁判における法廷活動に直結するものであると思います。

## 6 弁論の実演、尋問演習

刑事弁護カリキュラムでは、修習生に弁論を実演してもらい、あるいは、主尋問、反対尋問を実演してもらい、教官がそれを講評するというも行われています。

実演とそれに対する講評というのは、法廷弁護技術研修では当然のように行われている指導法ですが、刑事弁護教官室においてもいよいよ取り入れることとなった次第です。

もっとも、1つのクラスには70名近くの修習生がいますので、実際に実演できる者はそのうちのごく一部にすぎません。また、実演するのは弁論や尋問の基本すら知らない司法修習生ですので、そのレベルたるや推して知るべし、といったところです。

しかしながら、それでも、実践的なトレーニング方法に触れることで法廷弁護技術に興味を持ち始める者もいると思われ、弁護士登録後の法廷弁護技術研修の受講につながる第一歩として意義は大きいと思います。

## 7 刑事共通演習

司法研修所のカリキュラムの中には、刑共

(刑事共通演習) といって、刑事系三教官室(刑事裁判、検察、刑事弁護)が共同で実施し、修習生を、裁判官、検察官、弁護人の各役割に配分して、証拠開示、争点整理、尋問、論告・弁論等の手続を体験させる模擬裁判のようなカリキュラムがあります。そこで取り扱う記録の罪名は、殺人や強盗致傷等の裁判員裁判対象事件ばかりです。

また、公訴事実には争いのない情状事件を題材にして、検察官、弁護人それぞれの立場から量刑検索システムを用いて量刑を考えるとというカリキュラムもあります。

このことを見ても、司法研修所の刑事系三教官室が、裁判員裁判に力を入れていることが分かると思います。

## 8 終わりに

刑事弁護は今や専門分野になりつつあると言っても過言ではない、と僕個人は思っています。

とりわけ、裁判員裁判における刑事弁護は専門性が高いです。

刑事訴訟法が改正され、刑事事件をとりまく制度、運用も刻々と変わる状況にあります。その中で、被疑者、被告人のために最善の弁護活動を行うため、刑事弁護人は、最新の情報を敏感に取り入れ、技術向上のために日々トレーニングを怠らないことが求められます。

そのような時代にあって、司法修習生が刑事弁護に魅力を感じ、興味を持って取り組んでくれることを強く望んでいます。 ■